平成２６年（フ）第１４号
新潟県佐渡市千種丙218番地８
破産者　座主　昭一
１　決定年月日　平成28年４月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所佐渡支部

平成２７年（フ）第７４５号
名古屋市千種区若水２丁目３番25号　サンマンション千種公園Ｅ―507
破産者　伊藤　駿
１　決定年月日　平成28年４月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第８９９号
名古屋市名東区名東本通５丁目26番地　バンクーバー1105　102号、従前の住所名古屋市名東区一社４丁目247番地　コンソロールⅠ201号
破産者　瀧藤　桂
１　決定年月日　平成28年４月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第９０９号
愛知県津島市百島町字祢宜12番地　コーポサカエ106号
破産者　澤田みよ子
１　決定年月日　平成28年４月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第９８３号
愛知県清須市西枇杷島町替地25番地６　ラドーニ西枇杷島大地の館305
破産者　宮地　芳洋
１　決定年月日　平成28年４月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１４４４号
名古屋市天白区梅が丘５丁目2102番地　ドミール藤井102、従前の住所名古屋市南区若草町76番地の１
破産者　戸瀬　修
１　決定年月日　平成28年４月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１９９３号
愛知県東海市名和町３丁目85番地　パールハイム緑陽103号
破産者　大宜見　哲
１　決定年月日　平成28年４月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第４７３号
兵庫県加古川市加古川町平野404番地
破産者　藤城　忠彦
１　決定年月日　平成28年４月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第２８号
島根県鹿足郡吉賀町広石719番地　５号室、本店所在地島根県益田市本俣賀町610―１
破産者　いわみ石材こと　中藤　力
１　決定年月日　平成28年４月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所益田支部

平成２７年（フ）第６５号
愛媛県北宇和郡鬼北町大字近永1418番地14
破産者　清家　勝利
１　決定年月日　平成28年４月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所宇和島支部

平成２７年（フ）第１７号
宮城県石巻市湊字根上り松７番地　アズール．Ｓ．101号、前住所埼玉県川口市西青木１丁目９番18号　㈱大地本社ビル302号
破産者　竹ノ下伸一
１　決定年月日　平成28年４月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２７年（フ）第６４号
宮城県東松島市牛網字駅前１丁目10番地１、前住所宮城県宮城郡松島町松島字道珍浜22番地の11
破産者　小山　洋
１　決定年月日　平成28年４月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２７年（フ）第１３１号
福島県郡山市三穂田町駒屋字東谷地ノ台28番地の９
破産者　佐藤　芳次
１　決定年月日　平成28年４月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２７年（フ）第３８４号
茨城県那珂郡東海村大字豊岡405番地３（シーライフ陽向101）
破産者　吉田　直樹
１　決定年月日　平成28年４月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第２０５８号
神奈川県大和市福田２丁目11番地５　アバンス広瀬104号、旧住所神奈川県大和市福田３丁目12番地11　スターハイツ桜ケ丘302号
破産者　山本　まり
１　決定年月日　平成28年４月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１９８号
神奈川県海老名市東柏ケ谷６丁目16番10号サンシャレー201号室、旧住所神奈川県大和市福田４丁目17番地25
破産者　新井　洋一
１　決定年月日　平成28年４月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２０号
富山県下新川郡入善町古黒部3646番地、開始決定時の住所富山県下新川郡入善町古黒部425番地
破産者　谷　実
１　決定年月日　平成28年４月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所魚津支部

平成２７年（フ）第３５５号
静岡県伊豆の国市守木313番地の３
破産者　大原　芳也
１　決定年月日　平成28年４月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係